

文化ボランティア活動基準

大田文化の森運営協議会

平成 28 年度第 2 回評議員会決定

制定日 平成 28 年 11 月 24 日

施行日 平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

- 第 1 条 この基準は、「大田文化の森運営協議会運営要綱」（以下「運営要綱」という。）及び「大田文化の森運営協議会会則」（以下「会則」という。）に定めるとおり、「大田文化の森運営協議会」（以下「運営協議会」という。）に文化ボランティアを設置し、その活動基準を定める。
- 2 文化ボランティアとは、運営協議会が行う多彩な催しが成功するよう、事業にたずさわる者をいい、かつ第 4 条で登録が承認された者をいう。

(活動内容)

第 2 条 文化ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 企画提案 運営協議会で実施する企画を提案する。
- (2) 各種サポート
- ①事業運営サポート 受付や会場案内、及び保育等、企画運営にあたってサポートを行う。
 - ②発送サポート 情報紙等の発送作業をサポートする。
 - ③展示サポート 1 階展示スペースの展示をサポートする。
 - ④広報サポート 各企画・イベントにおいて、記録をとる。

(登録要件)

第 3 条 文化ボランティアの登録要件は、次のとおりとする。

- (1) 大田区在住、在勤又は在学であること。
- (2) ボランティア活動に意欲がある方。
- (3) 第 1 条第 2 項の趣旨に賛同できる方。

(登録申請)

- 第 4 条 ボランティア登録を希望する者は、「文化ボランティア登録申請書」（第 1 号様式）（以下「申請書」という）に必要事項を記入し、大田文化の森運営協議会事務局（以下「運営協議会事務局」という）に提出する。
- 2 前項の規定により登録申請があったときは、運営会議にて内容を審査して登録の可否を決定し、その審査結果を「文化ボランティア登録承認書」（第 2 号様式）（以下「登録承認書」という）または「文化ボランティア登録不承認書」（第 3 号様式）（以下「登録不承認書」という）により、運営協議会事務局が申請者に送付する。

(登録変更)

第 5 条 文化ボランティアは、登録内容に変更が生じたときは、速やかに運営協議会事務局に届けなければならない。

(登録更新)

第 6 条 文化ボランティアは、原則として 1 年毎に、申請書（第 1 号様式）により、登録更新の手続きを行うものとする。

2 前項の規定により登録更新申請があったときは、運営会議にて内容を審査して更新の可否を決定し、その審査結果を「登録承認書」（第2号様式）または「登録不承認書」（第3号様式）により、運営協議会事務局が申請者に送付する。

（登録取消）

第7条 文化ボランティアが次のいずれかに該当するときは、運営会議は文化ボランティアの登録を取消することができる。

- (1) 文化ボランティアから申請書（第1号様式）等により取消申請があったとき。
- (2) 登録の更新手続きを行わなかったとき。
- (3) 文化ボランティアとして不適格と認められる以下の行為を行ったとき。
 - ①法令等に違反する行為
 - ②会則及び大田文化の森運営協議会細則（以下、「細則」という。）等に違反する行為
 - ③運営協議会の事業運営に支障を来す恐れのある行為
 - ④暴言、ストーカー行為、暴力的行為等により他人に迷惑をかける行為
 - ⑤個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に違反する行為
 - ⑥政治、宗教及び営利を目的とする行為

2 上記（3）に該当する場合には、運営会議にて協議のうえ判断する。

（文化ボランティアの報償費）

第8条 運営要綱に定めるとおり、文化ボランティアが活動を行った場合、運営協議会は報償費を支払うことができる。

2 1回の活動時間は、原則、半日を超えない時間を目安とする。ただし、活動時間が長時間にわたる場合の報償費の増額は、事務局長が判断する。

3 活動1回あたりの報償額については、会則に定めるとおりとする。

（登録情報の管理）

第9条 運営協議会事務局は、申請者から申請された情報を適正に管理する。

（その他）

第10条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に定める。

附則1 この基準は平成27年9月8日制定、平成28年1月1日から施行する。

附則2 この基準は平成28年11月24日制定、平成29年1月1日から施行する。